

## 岡山大学保育所（なかよし園）利用内規

〔平成22年4月1日〕  
学 長 裁 定

（趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成22年岡大規程第9号）第10条の規定に基づき、岡山大学保育所に置かれる施設のうち、なかよし園の利用基準等について定めるものとする。

（利用者の範囲）

第2条 なかよし園を利用できる者は、岡山大学（以下「本学」という。）に勤務する職員又は、本学に在籍する学生等で本学に身分を有する者とする。

（保育児の年齢）

第3条 なかよし園において保育する乳幼児の年齢は、0歳児（生後57日目）から6歳未満児とする。

2 前項に規定する乳幼児の年齢は、年度当初（4月1日現在）の満年齢を基準とする。

（保育日及び保育時間）

第4条 なかよし園の保育日及び保育時間等は、次のとおりとする。

保育日	月曜日から土曜日 （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。）
保育時間	7時30分から18時まで
超過保育時間	18時から21時まで（ただし、土曜日を除く。）

2 園長は、特別な事由があるときは、保育日及び保育時間を臨時に変更し、または休業することができる。

（利用期間）

第5条 利用期間は、入所年度の末日までとする。ただし、利用期間終了後、引き続き利用しようとする場合は、新たに次条に定める手続（誓約書及び健康診断書の提出を除く。）を経なければならない。

（利用等の手続き）

第6条 なかよし園の利用を希望する者は、所定の期日までに保育所（なかよし園）入所願（様式1）及び乳幼児の健康診断書を運営委員会委員長に提出しなければならない。

2 入所に際しては、誓約書（様式2）を提出するものとする。

3 利用を一時休止する場合は、休所届（様式3）により、事前に届け出るものとする。

4 利用期間の途中で退所する場合は、退所届（様式4）により、事前に届け出るものとする。

（利用の中止）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議を経て、退所させることができるものとする。

一 内規等に違反した場合

二 乳幼児の心身に重大な欠陥が生じ、集団生活に適さなくなった場合

（経費の負担、利用料金等）

第8条 なかよし園の運営に関する経費は、原則として利用者が負担する。

2 なかよし園の利用料金等については、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

## 保 育 所 ( な か よ し 園 ) 入 所 願

平成 年 月 日

岡山大学保育所運営委員会委員長 殿

保護者 所属

職名

ふりがな ( )  
氏名 (印)

岡山大学保育所 (なかよし園) の利用を希望しますので、承認願います。

保育希望乳幼児 (ふりがな) 氏名	( )	続柄	生年月日	平成 年 月 日生		
			満年齢	才 月 (年度当初)		
利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで					
利用を希望する 理由 (具体的に)	※休所予定がありましたら記入しておいてください。					
保育上注意を要する事項						
保育料等の支払い方法	・ 毎月払い ・ 年2回払い ・ 年払い					
家 族 構 成	氏名	続柄	年齢	職業	同居・別居の別	備考
保護者への連絡先	自宅	〒 (電話)				
	緊急時	(内線)				
自宅から保育所までの略図	(裏面地図等添付可)					

# 誓 約 書

平成 年 月 日

岡山大学保育所運営委員会委員長 殿

保護者 所属

職名

氏名 ⑩

住所 〒

下記の者を入所させるについては、岡山大学保育所に係る諸規則及び保育所職員の指示を遵守します。

記

入 所 年 月 日		平成 年 月 日
保 育 乳 幼 児	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日生
	続 柄	

休 所 届

平成 年 月 日

岡山大学保育所運営委員会委員長 殿

保護者 所属

職名

氏名

㊟

下記のとおり岡山大学保育所（なかよし園）を休所させますので、お届けします。

記

1 保育乳幼児氏名

2 休所期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 休所理由

退 所 届

平成 年 月 日

岡山大学保育所運営委員会委員長 殿

保護者 所属

職名

氏名

㊟

下記の者を岡山大学保育所から退所させますので、お届けします。

記

1 保育乳幼児氏名

2 退所予定年月日 平成 年 月 日

3 退 所 理 由